第 22 期 第 4 回日高海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和3年12月13日(月)14時00分~15時00分

2 開催場所 日高振興局 4階 講堂

濹 3 出席委員 大 弘 神 \blacksquare 逢 Щ 義 勉 中 村 敬 梶 Ш 徹 坂 本 則 好

伸 小 松 美 浦 Ш 聡 深 根 英 簕 Ш 中 孝 俊 住野谷 張 貴 中 村 義 弘

4 欠席委員 佐藤 勝安田 司 駿河秀雄

5 事務局 (日高振興局) 水産課長澤田和明

漁 政 係 長 橋 本 雄太郎 (途中出席)

 漁業管理係長
 服
 部
 匡
 倫

 技
 師
 山
 田
 誠

(日高海区漁業調整委員会) 事務局長相川英毅 主 事 奥 野 功 暉

6 議事事項

議案第1号 北海道資源管理方針の一部改正について (答申)

議案第2号 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の 当初配分案等について(答申)

議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等に ついて(答申)…振興局所管分

議案第4号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等に ついて(答申)…本庁所管分

- 7 報告事項
 - (1) 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
 - (2) 秋 さ け 定 置 漁 業 の 漁 獲 状 況 等 に つ い て
 - (3)北海道太平洋海域における赤潮被害について
- 8 その他
- 9 会議のてん末

相川事務局長

ただいまから第22期第4回日高海区漁業調整委員会を開催 します。

はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

大澤会長

今期、第4回目の当委員会開催のご案内を申上げましたところ、皆様方には、師走で何かとお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

昨年から続いてきたコロナ渦は、やっと落ち着き見せ、社会 経済活動も徐々に元の姿に取り戻しつつありますが、新たな変 異株の心配もございます。

一方では、本日の報告事項にもありますが、9月から、日高

から根室までの太平洋沿岸において、深刻な赤潮漁業被害が発生しており、関係漁業者の経営に大きな影を落としています。 原因の解明や、対策の構築が急がれるところと考えます。

また、本年の管内秋さけ定置漁業は、漁獲量が、1,228 トン、金額は12億3千3百万円という、過去に経験のない非常に厳しい結果に終わり、今後の資源回復を切に願うばかりでございます。

本日の委員会の議題は、「北海道資源管理方針の一部改正」 など 知事 諮問 案件 4件のほか、報告事項3件となっております。

皆さまには、慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単でご ざいますが、開会のご挨拶といたします。

今日はよろしくお願いいたします。

相川事務局長

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

大澤会長

それでは、これより議事に入ります。

人員の報告をいたします。本日の委員会には、委員15名中、 12名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いた します。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規 定により、私から指名させていただきます。小松委員と浦川委 員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「北海道資源管理方針の一部改正について」並びに、議案第2号「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」知事から諮問されておりますが、両議案は関連がありますので、事務局から一括して内容を説明させます。よろしくお願います。

相川事務局長

「北海道資源管理方針の一部改正」と「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、北海道知事より諮問がありましたので、資料に基づき説明いたしします。

始めに、資料1の諮問文をご覧ください。議案第1号に係る諮問文となっております。漁業法第14条第10項において準用する第4項の規定により意見を求めるものです。

恐縮ですが、資料2の諮問文をご覧ください。こちらは議案第2号の漁獲許容量TAC配分に係るもので、法第16条第5項において準用する第2項になり、諮問としては別立てとなっております。

資料1にお戻りください。まず、北海道資源管理方針の一部改正について説明します。北海道資源管理方針は、北海道資源管理に関する基本的な事項を知事が定め、昨年12月1日に公表されております。めくてでき、別紙1でご横の資料1-1をご覧ください。「北海道資源管理方針新しますが、「北海道資源管理方針新」でご説明いたします。1ページ目、下線部分、第1 資理に関する基本的な事項、1 漁業の状況の年度、生産額の数字を時点修正いたすものでございます。次に、2

続きまして議案第2号の諮問事項について説明します。

資料2をご覧願います。「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」ですが、令和4年1月1日から12月31日での管理期間となります、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3つの特定水産資源になります。諮問文の次の別紙1でございますが、知事が公表します案が載ってございます。

再度、資料2-1にお戻り願います。まあじ、まいわしについてですが、それらの資源状態、最大持続生産量、漁獲可能量は、ご覧のとおりで、北海道への数量は、まあじは現行水準、まいわしは31,200トンとなっております。

次に、資料2-3 【まあじ】をご覧願います。道における配

分の考え方を記載した資料ですが、まあじへの配分はこれまで同様、現行水準となっています。国から北海道に示された数量が現行水準であるため、海域を区分せず、全道海域一つとして管理するものです。また、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績が記載されておりますが、近年3ヵ年の最大では、令和1が393トンの実績となっており、道南太平洋海域の待網漁業による採捕量が全道採捕量のほぼ全てを占める状況となっております。

次に、資料2-4【まいわし太平洋系群】をご覧願います。。 国本 2000トン 55 海域域 2000トン 55 海域域 2000トン 55 海域地で 31 によるまいわし資源の活用れる他まで 200海里水域サケマス流し網漁業の代替など配分、での経過でで、25 が大学を利用する敷網試験操業での経捕がます。 25 本の経過での経過での経過での経過での経過での経過での経過である。 25 本のでは、 25

資料の2-5については、令和3年と令和4年の配分量の比較についてを示していますので、ご確認ください。

最後に、参考資料の「令和2年12月諮問別紙2」に関しまて、昨年諮問し、承認いただいておりますが、まいわしついきまして、国の資源管理基本方針に基づく国の留保から配分に伴う数量の変更による、また、都道府県間または大臣管理区分と都道府県との間の融通による数量の変更については、全量を北海道漁獲可能量へ配分すること、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応できることとすることにつきまして、変更無く、継続となりますので、ご報告します。

なお、参考として、各魚種の資源動向やTAC配分についての根拠数値等、国からの資料を添付していますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

諮問内容の説明につきまして、以上でございます。

大澤会長

ただいま説明ありましたが、皆さんから、まず、ご質問を伺います。何方かいらっしゃいませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

ご質問等が無ければ、議案第1号並びに議案第2号は、それぞれ諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同

はい。

大澤会長

それでは、そのように決定し、知事に答申いたします。 続きまして、議案第3号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」振興局所管分、並びに議案 第4号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期 間等について」本庁所管分について知事から諮問されております。 両議案は関連がありますので、日高振興局から一括しての内容説明となります。よろしくお願います。

服部漁業管理係長

日高振興局水産課漁業管理係長の服部でございます。それでは、関連します議案3号及び4号について、私の方から説明させていただきます。

まずは、資料3をご覧下さい。こちらは振興局が所管しています、なまこを目的とした小型機船底びき網漁業、及び潜水器漁業の3つの漁業許可に係る制限措置等に係る諮問文となります。これら3つの許可は、来年3月末で現在の許可の有効期間が切れるため、今後新たに制限措置等を公示する必要があることから、今回日高海区漁業調整委員会に制限措置等の内容について諮問するものです。

2ページをご覧下さい。こちらがなまこを目的とした「小型 機船底びき網漁業」の制限措置等の案となります。内容につい ては、昨年と変更ございませんが、順に説明させていただきま す。左から(1)漁業種類として小型機船底びき網漁業(手繰 第三種漁業)(なまこ)、(2)操業区域としましては、日高管 内のなまこを対象とした共同漁業権が設定されている第一種共 同漁業権の区域としています。(3)漁業時期については、北 海道漁業調整規則などで定められている禁止期間以外のうち、 行使承認証に記載された期間としています。(4)許可等をす べき船舶等の数については、従来の操業実態を基本としてそれ ぞれ設定しております。(5)船舶の総トン数については、5 トン未満としています。(6)漁業を営む者の資格については、 日高管内に住所を有する者であること及びそれぞれの共同漁業 権区域の行使承認を有する者としています。申請すべき期間に つきましては、令和4年2月1日から令和5年3月31日まで とすることを考えています。

続きまして、3ページは貝類を目的とした小型機船底びき網漁業、4ページは潜水器漁業の制限措置等の案となっております。この2つの許可につきましても、制限措置の設定の考え方については、先ほど説明しました、なまこを目的とした小型機船底びき網漁業と同様の考えで設定しております。また、昨年と変更もございません。申請すべき期間につきましても、同様に令和4年2月1日から令和5年3月31日までとすることを考えています。

続いて資料4をご覧下さい。こちらは、本庁が所管分している、道内者を対象とした北海道沖合太平洋海域における小型さけ・ますはえ縄漁業に係る制限措置等に係る諮問文となります。 日高管内においては、小型さけ・ますはえ縄漁業の操業実績者はおりませんが、日高管内沖合海域が操業区域に含まれていることから、今般諮問するものです。

2ページをご覧ください。こちらが小型さけ・ますはえ縄漁業の制限措置の案となります。日高管内において当該漁業の操業実績者はおりませんので、内容については簡単に説明させて頂きますが、制限措置である漁業種類、操業区域、漁業時期、船舶の総トン数、漁業を営む者の資格については、従前と変更

ございません。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、従前14隻であったところ、1隻廃業により13隻とすることとしています。申請すべき期間につきましては、北海道漁業調整規則の規定に基づき、それぞれ1ヶ月を下らないよう、令和4年2月1日から同年3月1日までとする予定でございます。

説明は以上でございます。

大澤会長

ただいま説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

ご意見等が無ければ、議案第3号並びに議案第4号については、それぞれ諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同

はい。

大澤会長

それでは、そのように決定し、知事に答申いたします。 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」、日高振興局から説明願います。

服部漁業管理係長

それでは、報告事項1の「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告」について説明いたします。

報告資料1と記載された資料をご覧ください。 この報告は、 漁業法改正に伴って新しく規定されたものとなりますので、ま ず、この報告の根拠について説明させていただきます。昨年1 2月1日に施行されました漁業法第90条において「漁業権者 は、その有する漁業権の内容となる漁業の資源管理の状況、漁 場の活用の状況等を知事に報告しなければならない。」とされ ており、知事は「海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事 項について必要な報告をするものとする。」と規定されている ため、今回報告を行うものです。今回報告の対象となる定置は、 改正漁業法が施行された令和2年12月1日以降に漁業時期が 終了する漁業権となりまして、日高管内では43件の対象漁業 権があり、そのすべてにおいて報告があったところであります。 4に記載しています漁業法施行規則第28条第3項の規定によ る報告事項に関する意見ですが、今回報告の対象となった漁業 権については、改正漁業法の施行の12月1日以前に操業期間 を終えていることから、その旨が記載されています。なお、次 ページには報告のあった定置漁業権の一覧表が添付されてこ います。改正漁業法においては、免許を受けた者は、漁場を適 切かつ有効に活用するよう努めるという規定が定められました ので、来年からは、漁業時期全体における報告された内容につ いて漁場を適切かつ有効に活用しているかを確認することにな ります。

以上で報告について説明を終わります。

大澤会長

ただいまの報告に関して質問はございませんか。

各委員

大澤会長

奥野主事

ありません。

続きまして、報告事項 (2)「秋さけ定置漁業の漁獲状況等 について」事務局から説明願います。

それでは、報告事項の2 秋鮏定置漁業の漁獲状況について、 説明させていただきます。

報告資料2-1、令和3年度秋さけ定置漁業の地区別・漁協 別漁獲速報 昨年同期対比をご覧ください。この数字は、本年 度の速報値ですが、一番下段、日高管内計としては、数量で1, 228トン、前年比37.7%、漁獲尾数は約36万尾で前年 比38.8%、金額では、約12億3千万円で、前年比44. 1%となり、昨年も不漁な年でございましたが、昨年を大きく 下回る結果となりました。 また、地区別で見ると、えりも以 東地区の数量が前年の120.1%、金額は145.5%です が、えりも以西地区では数量は24%、金額が27.9%とな り大幅な減少となりました。キロ単価については、1,004 円となり、昨年平均の17%アップとなっております。次のペ ージにて過去5カ年平均との対比を示しておりますが、管内全 体としては数量、金額ともに昨年対比よりもさらに低いパーセ ンテージとなっている状況でございます。次のページの参考資 料ですが、今報告しました日高管内秋さけの漁獲量、金額及び 漁 協 別 秋 さ け 漁 獲 量 、 金 額 に つ い て 過 年 度 と の 対 比 を グ ラ フ に しております。濃い青のラインがR3年度、水色のラインがR 2年度、グレーのラインが過去5ヵ年平均を示しております。ま た、次のページは旬ごとの漁獲状況を対比したグラフを添付し ておりますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、報告資料2-2、A3の一枚ものの資料をご覧ください。例年、同様の資料を提供させていただいておりますが、平成元年から令和3年までの旧漁協別の漁獲状況をまとめており、右側に数量、尾数、金額別の順位とキロ単価を記載しております。今年度は重量、尾数、金額すべて33番目と、とりまとめた年度の中で最低の数字となりました。単価につきましては、平成29年に次ぐ過去2番目の高値となりました。

次の資料からは11月30日に開催されました北海道連合海区漁業調整委員会にて報告された事項について、報告いたします。報告資料2-3は、11月20日現在の全道の漁獲状況についての報告資料となります。漁獲尾数ですが、オホーツク海域では対前年比123.2%、根室海域では114.2%、えりも以東102.1%、えりも以西32.1%、日本海海域では100.5%となっており、全道総計で見ると、106.5%の1666万尾の漁獲となっています。

次の資料 A4 横の資料をご覧ください。11月10日現在のさけます捕獲採卵状況ということで中間報告からなものとなりますが、後ほどお目通し願います。

次の資料、A4縦2枚ものの報告資料2-5をご覧ください。 道総研さけます内水面水産試験場から令和3年前中期の秋サケ 来遊数(暫定値)について、報告されました。1枚目の上段に 表1にありますが、令和3年の前中期の秋さけ来遊数は1,7 93万尾となり、予測の114%、前年同期の104%となりました。めくりまして2ページ目 「全道の年別年級別来遊数」の図1にあるとおり、昨年の最終来遊数をやや上回る数量となっており、年齢組成は平成29年に類似しています。また、図3は年級別年齢割合を示しておりますが、平成20年級以降、5年魚の割合が低下を続けていましたが、平成28年級では増加に転じる結果となったとのことです。

次の資料、A 3 横 1 枚もの 報告資料 2 - 6 をご覧ください。これは 1 1 月 1 0 日現在 全国のさけ捕獲採卵漁獲速報になります。紙面中央右寄りの欄の沿岸来遊数は河川漁獲数と沿岸漁獲数の和を表したものですが、北海道は前年比 1 0 3 % となっていますが、中段にありますとおり本州では 4 0 % ということで振るわない状況となっています。詳細は後ほどお目通し願います。

以上、簡単ですが、今漁期のサケの漁獲報告を終わります。

ただいまの報告事項に関して、ご質問はございませんか。

ありません。

続きまして、報告事項(3)「北海道太平洋海域における赤潮被害について」日高振興局から説明願います。

北海道太平洋海域における赤潮被害について説明させていただきます、日高振興局水産課の橋本です。よろしくお願いいたします。

資料は報告資料3になります。まず資料1についてですが、 赤潮に関する情報をとりまとめた資料となっております。赤潮 とは、植物プランクトンの増殖や集積によって、海水の色が変 わる現象の総称と定義づけれております。赤潮により魚類に出 る影響として現在考察されている内容が、資料中央に図示され ております。プランクトンの作用により、魚類の鰓組織にダメ ージを与え、酸欠死にいたる、もしくは、植物プランクトンの 大量発生により、水中の酸素が大量に消費され、酸欠が起こる。 こういった要因が考察されていますが、直接的な原因の特定に は至っていないというのが現状でございます。今回大きな被害 が報告されているウニに関しても、現在原因を調査中です。今 回太平洋海域で発生した赤潮の原因プランクトンとして確認さ れておりますカレニア・セリフォルミスですが、ニュージーラ ンド、ペルシャ湾、チュニジアなど世界中で確認されているこ と、低水温に耐性があり、低水温でも増殖できる可能性が指摘 されていること、昨年、カムチャッカで発生した赤潮は本種を 含むとされていますが、詳細な生態等は不明であることが、わ かっております。

続いて資料2ですが、今回の漁業被害を振興局ごとにまとめた資料となっております。日高から根室における全地区におきまして、現時点で約80億円の被害が出ております。そのうち9割がウニであり、続いてサケですが、サケについても7,400万円ほどの被害が確認されております。今後調査を進めていくに連れ、水深の深い部分に生息するツブ等の被害が判明す

大澤会長

各委員

大澤会長

橋本漁政係長

る可能性があることを、右下に記載しております。振興局別の内訳でいきますと、現時点で被害が一番大きいのは釧路であり、全体の48%となっておりまして、日高管内は約10%となっております。

続いて資料3ですが、振興局別の赤潮原因プランクトン、カレニア・セリフォルミスの検出最大値の推移をグラフにしたりのです。十勝・日高につきましては、一時的に1 mLあたり5,000細胞を超える高密度のプランクトンが検出されましたが、直近の調査では、ほぼ検出されていない状況となっておりますのまでは、10月中旬までは全地区中で最大級なきでは、直近については減少傾向においても、が、直近についてが、直近の調査では、当初低密度でしたが、直近の調査では最大の270細胞を記録し、現在は減少傾向になっております。全体的に減少傾向ではあることを伺っておりますの全容解明に向け、動いていきたいと思っております。

続いて裏面の資料4になります。ここからは、道が主に講じ た対策について説明させていただきます。まず、漁場緊急実態 調査として、今回の赤潮による漁場環境への被害実態を把握す るための調査について記載しております。調査場所は、日高か ら根室の被害発生漁協ごとの沿岸及び沖合です。まず沿岸域に ついてですが、各漁協の主要漁場から調査区域3定点を選定し、 ダイバーによる目視、写真撮影による海底状況を記録します。 ウニ、ナマコなどの水産資源のへい死状況を確認するとともに、 枠取り調査などによって水産資源生物を計数します。調査は、 環境コンサルタント会社に委託しておりまして、既に入札も済 んでおり、今月中の調査実施に向けて現在動いているところで ございます。沖合の調査については、ROVという水中カメラ を用いた調査でございます。ダイバーの潜水調査が不可能な水 深帯について、海底の状況確認を行い、必要に応じ採泥などの 底質調査も実施する予定でございます。こちらは、現在行われ ている 第 4 回 定 例 道 議 会 に て 審 議 され て お り 、 決 定 後 速 や か に 実施する予定となっております。これらで得られた調査結果は、 速やかにとりまとめ、関係漁協を通じて漁業者のみなさまにも 情報提供する予定でございます。

続いて、資料 5 でございます。こちらは、経営対策といたしまして、資金関係のものとなっております。漁業者別資金といたしまして、漁業をの融資といたしまして、漁業を行い実質無利の企業を災害指定しまして、信漁連が利力の漁業が代化資金の間間といたしまして、法廷償還期間内における償還猶予なといたしまして、法廷償還期間内における償還猶予なという道の実施方針を決定しております。最後に、の融資を優先の漁業近代化資金の融資を優先的に承認するといった措置をとっております。

次が資料 6 になりますが、ふるさと納税の代理受付の資料になります。赤潮被害地域の市町への支援の一環として、道が一括してふるさと納税の代理受付をするといった取り組みでございます。管内 6 町全てに参加いただきまして、ふるさと納税総

合サイト「ふるさとチョイス」の災害支援のページを介して募集しております。浦河町は独自でふるさと納税を活用さいますが、そのような町も参加可能で、11月12日から受付を開始し、来年の2月末まで募集を予定しております。集まったあるさと納税は道で集約して、寄附者が指定した町にそのまま寄附交付する予定でございます。直近の状況ですと、先月末までに約500万円寄附金が集まっておりまして、現在も積み上がっている状況となっております。

そして最後に資料7になります。これは国の対策として、、今、 国の方でも協議されている補正予算で措置される内容となる補正予算で措置される内容となる補正予算で持てなる。 おりまして、1つ目が広域モニタリング技術の開発、たに離れた。 が成立の解明等による発生予察手法の開発、たに響等れた。 がの解明等によるの水を生物に対する毒性の影響には対する。 を解明の原因やプランクトンの関係を解明でも影響を が、連場である対策事業となっております。 の移植、漁場環の把握等の活動を支援する環境、系 会後詳細な事業内容が明らかになり、 実施に移る見込みとなっております。

以上で、説明を終わります。

大澤会長

ただいまの報告に関して、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

本日予定しておりました議題は以上ですが、皆さんから何か ございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

事務局から連絡事項はございますか。

相川事務局長

はい、次回の委員会の開催予定ですが、現在のところ、来年1月に開催を予定しています。あらためて日程の調整しご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

大澤会長

それでは、以上で本日の委員会は終了いたします。 お疲れ様でした。

≪ 閉 会 ≫